

令和4年度 高齢社会対策推進協議会（第2回）書面決議

説明資料

1 議題（高齢社会対策推進協議会提出資料1）

(1) 第1号議案 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規・更新】

【資料1 (1)(2)参照】

(1)については、新規申請にかかるものです。

当該事業所から市に指定申請書が提出されました。申請内容及び現地確認のうえ、適正であることが認められました。よって、指定申請に基づき、新規に指定するものです。

(2)については、指定更新申請にかかるものです。

当該3事業所に指定更新前の運営指導を行い、適正に運営されていることが認められました。その後、当該事業所から市への指定更新申請に基づき、指定するものです。

(2) 第2号議案 指定居宅介護支援事業所の指定について【新規・更新・休止】

【資料1 (3)(4)(5)参照】

(3)については、新規申請にかかるものです。

当該事業所から市に指定申請書が提出されました。申請内容及び現地確認のうえ、適正であることが認められました。よって、指定申請に基づき、新規に指定するものです。

(4)については、指定更新申請にかかるものです。

当該2事業所に指定更新前の運営指導を行い、適正に運営されていることが認められました。その後、当該事業所から市への指定更新申請に基づき、指定するものです。

(5)については、休止届出にかかるものです。

管理者が退職となり、人員配置が行えなくなったことにより、当該事業所から休止の届出がありました。現在の利用者については、記載しております各事業所へ移管となります。

(3) 第3号議案 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規・更新】

【資料1 (6)(7)参照】

(6)については、新規申請にかかるものです。

当該5事業所からの指定申請内容に基づき、新規に指定するものです。

(7)については、指定更新申請にかかるものです。

当該2事業所からの指定更新申請に基づき、指定するものです。

以上、3案について、お諮りするものです。よろしくお願いたします。

2 報告事項（高齢社会対策推進協議会提出資料 2）

(1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規・廃止】

【資料 2(1)(2)・2-1 参照】

市が指定する事業所の新規申請及び廃止届出にかかるものです。

(1) は新規申請にかかるもので、当該 2 事業所からの申請、(2) は廃止にかかるもので、当該 4 事業所からの届出が提出されました。

このことについて、2-1 資料により、令和 4 年 6～7 月、西園会長に専決承認をいただいております。

なお、資料 2 の(1)～(9)はサービス種別順、資料 2-1 は専決順となっております。

(2) 指定居宅介護支援事業所の指定について【新規・休止・廃止】

【資料 2(3)(4)(5)・2-1 参照】

市が指定する事業所の新規申請、休止届出及び廃止届出にかかるものです。

(2) は新規申請にかかるもので、当該事業所からの申請、(4) は休止にかかるもので、当該 2 事業所からの届出、(5) は廃止にかかるもので、当該 1 事業所からの届出が提出されました。

このことについて、2-1 資料により、令和 4 年 6～7 月、西園会長に専決承認をいただいております。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規・更新・休止・廃止】

【資料 2(6)(7)(8)(9)・2-1 参照】

市が指定する事業所の新規申請、指定更新申請、休止届出及び廃止届出にかかるものです。

(6) は新規申請にかかるもので、当該 7 事業所からの申請、(7) は指定更新申請にかかるもので、当該 3 事業所からの申請、(8) は休止にかかるもので、当該事業所からの届出、(9) は廃止にかかるもので、当該 2 事業所からの届出が提出されました。

このことについて、2-1 資料により、令和 4 年 5～7 月、西園会長に専決承認をいただいております。

(4) 令和 3 年度一般会計高齢者事業決算について

【資料 3 参照】

●「養護老人ホーム入所措置事業」

経費についてですが、入所措置にかかる扶助費と人件費で 1 億 897 万 1 千円となっております。

財源は、受益者負担金が 1,458 万円、一般財源が 9,439 万 1 千円となっております。

事業概要についてですが、概ね 65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を、適切な養護老人ホームへ措置入所させるものです。

実施状況についてですが、新規措置者数 6 人、措置者総数 44 人となっております。

成果についてですが、居宅において養護を受けることが困難な者であり、かつ老人福祉法に基づく措置に該当する者に対して、適切な養護老人ホームへの措置入所を実施することができました。

今後の課題についてですが、引き続き、老人福祉法に基づく措置業務を実施していかなければならないが、実際には介護保険での施設入所等と重なる部分もあるため、今後の老人保護措置業務の

適切なあり方についても検討・協議をしていく必要があります。また、国の経済政策に伴う、介護従事者の処遇改善の動きの中で、養護老人ホーム職員の処遇改善が求められており、対応を検討する必要があります。

令和4年度の改善策についてですが、今後の課題としても挙げておりましたが、国の経済政策に伴う、全国的な介護従事者の処遇改善の動きに合わせた措置単価の見直しをする必要があります、今年度から措置費の支弁額の改定を行っています。

(対象入所者1人あたり処遇改善加算月額2,134円)

●「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」

経費についてですが、保険料や通信運搬費と人件費で28万4千円となっています。

財源は、全て一般財源となっています。

事業概要についてですが、認知症高齢者等が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊すこと等により、法律上の損害賠償責任が発生した場合に備えて、認知症の人を被保険者とし、これを補償する保険に市が加入することで、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するものです。

対象者は、認知症等により徘徊の恐れがある高齢者であり、かつ徘徊SOSネットワーク事業登録者としています。

実績についてですが、加入者数67人のうち新規加入者数は21人で、徘徊SOSネットワーク事業新規加入者の保険加入率は97%となっています。

成果についてですが、事業を実施することにより、認知症になっても、住み慣れた地域で住み続けるにあたって、認知症の方やその家族の安心に繋がっており、相乗効果として徘徊SOSネットワーク事業の登録者増にも繋がっています。

今後の課題についてですが、高齢化が急速に進む中で、在宅で生活を続ける認知症高齢者は増加しており、本事業の新規加入者数を増やすために、どのように周知していくかが課題です。

令和4年度の改善策についてですが、認知症に関する各種研修会等における周知の他に、県認知症医療センターをはじめ、認知症施策の中核となる関係機関に働きかけることにより、本事業の更なる周知を図ることとしています。

●「長寿祝金支給事業」

経費についてですが、祝金や郵便料などと人件費で3,388万2千円です。

財源は、全て一般財源となっています。

事業概要についてですが、長寿を祝い多年にわたり社会の進展に寄与された功績に対する感謝として、当該年度に77歳・88歳・99歳・100歳以上になられる方に、それぞれ8,000円・15,000円・20,000円・30,000円を支給しています。令和3年度は対象者2,398人のうち2,395の方に祝金を支給しました。支給できなかった3人の方については、居所不明と申請拒否となっています。

対象者の内訳は、77歳1,325人、88歳785人、99歳95人、100歳75人、101歳以上118人で、男性が848人、女性が1,550人、最高齢の方は110歳の女性となっています。

成果についてですが、対象者の99.87%とほぼ全員の方に祝金を支給することができ、高齢者の方を祝う事ができました。

今後の課題についてですが、申請書の記入不備により、事務作業が滞ることがあるのが課題です。

令和4年度の改善策についてですが、高齢者のDX化推進を考慮して、電子申請や地域ポイントでの祝金支給を検討する必要があると考えています。

(5) 令和3年度介護保険事業決算について

【資料4参照】

●「介護保険特別会計決算」

歳入についてですが、主なものは、介護保険料 30 億 727 万 9 千円、国庫支出金 39 億 4,008 万 5 千円、支払基金交付金 38 億 9,880 万 2 千円、県支出金 22 億 501 万 6 千円、一般会計からの繰入金 24 億 335 万 3 千円で合計 155 億 5,883 万円となっています。

歳出についてですが、主なものは、介護サービスなどの保険給付費 136 億 5,407 万 8 千円、高齢者福祉サービスや介護予防事業等の地域支援事業費 10 億 5,290 万 1 千円、基金積立金 1 億 6,251 万 5 千円で合計 152 億 598 万 5 千円となっています。

歳入歳出の差引額は 3 億 5,284 万 5 千円で、これは、国庫支出金等の次年度返還金と次年度への繰越金となっています。

保険給付費 136 億 5,407 万 8 千円についてですが、介護サービス費分が 124 億 3,957 万 2 千円と約 9 割をしめており、令和2年度に比べて約 1 億 9,000 万円の増(+1.5%増)となっています。被保険者数や認定者数等の推移については、(7) 第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況について【資料6参照】において説明しますので、ここでの説明は割愛します。

●「認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業」

経費についてですが、職員人件費のみとなっており、概算で 14 万 6 千円となっています。

事業概要についてですが、徘徊のおそれのある認知症高齢者が行方不明になった時に、事前登録いただいた情報を関係協力機関にメール等で協力を依頼することで、高齢者の安全と家族等の支援を図るものです。

実施状況についてですが、登録者数 86 人、協力団体数 90 人となっています。

成果についてですが、事案発生時の配信回数 3 回で、飯塚警察署や防災安全課と連携し、配信を行い、迅速な対応を行いました。

今後の課題ですが、事案の発生時における対応について、飯塚警察署との連携についても十分に機能するように、協議していく必要があります。

令和4年度の改善策についてですが、引き続き、認知症に関する各種研修会等で認知症高齢者等個人賠償責任保険事業と併せて周知を行い、対象者の家族などに向け、本事業の普及を図ることとしています。

(6) 給付事業適正化事業について

【資料5参照】

給付適正化事業については、昨年度も実施した分析業務及びケアプラン点検等に加えて、3つの新事業を予定しています。

●「高齢者住まい等対策のケアプラン点検・検証」

令和3年10月から介護給付適正化の一環としてサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等(以下「高齢者向け住まい等」という。)における適正なサービス提供を確保するため、介護保険サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの視点も考慮しながら、厚生労働省老健局発出「介護保険最新情報 Vol.1009(令和3年9月22日)」にて指導監督権限を持つ保険者による更なる指導の徹底を図ることとされました。

それを受けて、今年度から国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムや分析結果を活用し、抽出されたケアプランについて、入居者の自立支援や重度化防止につながっているか等の観点から点検・検証を行うとともに、介護支援専門員に加えて多職種共同で検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すこととしています。

また、検証の一環として、地域ケア会議の前に委託業者の介護支援専門員等の有資格者が実際に高齢者向け住まい等へ訪問し、利用者に簡易的なアセスメントを行うことも予定しています。年間で2事業所以上の高齢者向け住まい等を選定し、関係する居宅介護支援事業所等のケアプランを点検・検証を行う予定です。

●「福祉用具購入及び貸与・住宅改修におけるリハビリテーション職の介入」

委託業者のリハビリ職が、福祉用具の購入及び住宅改修の事前申請が提出された段階で、疑義のあるもの等について、直接ケアマネジャーに確認する等の取組を始めました。

また、福祉用具の貸与についても、給付実績等を活用して、課題分析及び利用者の自宅訪問等による利用状況等の確認点検を行う予定で、必要に応じて利用者やその家族、担当のケアマネジャーに助言を行う予定としています。

両事業とも、利用者の居宅を訪問する内容となっていますので、オンライン活用を含め、新型コロナウイルスのまん延防止に配慮しながら行う予定としています。

具体的には、介護サービス相談員と同じく抗原検査キットで陰性を確認し、感染症対策を万全に行って訪問したいと考えています。

また、実施結果によっては、必要に応じて事業所係と連携を取り、運営指導を行うことも視野に入れていきます。

●「居宅療養管理指導費に関する研修会の実施」

報告事項7の「介護事業計画の進捗状況」においても資料を示していますが、「高齢者向け住まい等」が増加する中、居宅療養管理指導費の給付実績が伸びています。その適正化のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会の3師会を対象とした研修会を予定しています。

研修会は、算定要件である通院困難者の確認や必要性等の再確認を含めたものとし、現在の委託業者との契約期間の3年間のうちに各師会で1回ずつ研修を行う予定です。

(7) 第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況について

【資料6参照】

●P1～2「高齢化の推移」

2ページ下段の表のとおり、令和3年度の高齢者人口は40,446人、高齢化率は31.9%。

令和4年7月1日時点の高齢者人口は40,458人、高齢化率は32.1%となっており、令和4年度で見た計画との差は、人数では+85人、0.1%上回る高齢化の進展となっています。

毎年10月に市が推計している将来人口における令和5年度、7年度の数値と比較しますと、計画の推計値と大きな乖離はない状況となっています。

●P3「地区別の高齢化の状況」（令和2年10月と令和4年7月の比較）

増減比較について右側上段にグラフ、右側下段に表を示しています。

ほぼ全ての地区において高齢化率が上昇しています。

高齢化率は、総人口に占める割合ですので、飯塚東のように、高齢者の数が△17人と減少しても、総人口が△232人と大きく減少すると、高齢化率は+0.8%と増加することになります。

高齢者数が増加している地区は、鎮西 73 人、穂波西 49 人、幸袋地区 36 人、減少している地区は、二瀬△59 人、菰田△26 人、飯塚東△17 人となっています。令和 4 年 7 月の高齢化率をみると、穎田 42.1%(+1.5%)、筑穂 39.3%(+1.1%)、鯉田 36.8%(+0.1%)、飯塚東 36.1%(+0.8%)となっており、地区ごとの差が広がる傾向にあり、市全体でも 32.1%(+0.4%)となっています。

●P4～5「被保険者数の推移」

5 ページ下段の表のとおり、被保険者数は、令和 3 年度 79,114 人、令和 4 年 7 月 79,078 人。

令和 4 年度で見た計画との差は、人数では+27 人上回る結果となっています。

将来人口における令和 5 年度、7 年度の数值と比較すると、計画の推計値との差は、令和 5 年度が+78 人、令和 7 年度が+162 人となっています。

●P6～7「要介護認定者の推移」

7 ページ下段の表をご覧ください。令和 3 年度の認定率は 21.7%、令和 4 年 6 月の認定率は 21.2%となっており、令和 4 年度で見た計画との差は、△1%と計画を下回る結果となっています。

新規認定者数の推移に大きな変化は見られていないことから、要支援 1 から要介護 1 までの認定更新者数の減が影響しているのではないかと分析しています。

●P8～9「施設・居住系と地域密着型サービスの量(利用者)の推移」

1 月あたりの利用件数データとなっていますが、8 ページの施設・居住系サービスにおける計画の推計では、微増傾向になるとの推計に対して、実績では、横ばい状態となっています。

これは、穂波地区に開設予定であった特別養護老人ホームの開設が今年 8 月までずれ込んだことにより、令和 3 年のサービス提供に跳ね返らなかったことが影響しているのではないかと分析しています。

9 ページの地域密着型サービスにおいて、全体の量としては、計画の推計と実績には大きな乖離はないのですが、令和 3 年度の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の量が大きく伸びています。

これは、昨年度の高齢社会対策推進協議会の中でもお話しをさせていただきましたが、サービス付き高齢者住宅に併設したサービス事業所の囲い込みが大きく影響しているものと分析しております。

●P10「居住系サービスを除く居宅サービス別の利用者数のうち予防給付分の推移」

全体の量としては、計画の推計と実績には大きな乖離はないのですが、居宅療養管理指導の差が大きいことと令和 3 年度に入ってから、介護予防支援の伸びが目立ちます。

●P11「居住系サービスを除く居宅サービス別の利用者数のうち介護給付分の利用者数の推移」

居宅療養管理指導の差が大きいこと以外は、計画の推計と実績には大きな乖離はありません。

●P12「給付費の推移のうち予防給付分」

12 ページの予防給付分を見ますと令和 3 年度の訪問看護や訪問リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護や介護予防支援で大きな伸びが見られる一方、通所リハビリテーションの減、福祉用具購入費と住宅改修費の減が見られます。

利用者数の傾向と異なる給付費の傾向となっていることから、単価の影響があるのではないかと予想もできますが、詳細な分析はできておりません。

●P13～14「給付費の推移のうち介護給付分」

全体としては、計画の推計を実績が下回っており、令和 2 年度は△5 億 4,800 万円(△4.5%)、令和 3 年度は△6 億 9,500 万円(△5.6%)となっています。

訪問介護、通所介護の減については、新型コロナウイルス感染症による利用控えの影響もあるの

ではないかと分析していますが、その他では、介護医療院の減は、施設開設が見込みより少なかったことも影響しているのではないかと分析しています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、利用者数の分析でも説明したとおり、給付費にも跳ね返り大きく増加しています。

介護予防と同様に、給付費については、単価の増減も大きな影響が出ることから、詳細な分析には至っていませんが、引き続き状況把握に努めていきたいと考えています。

このように、認定から給付までの実績と計画を比較してみると、計画において給付費が伸びていく推計をしていましたが、実績においては、伸びが見られなかったということが言えます。

●P15「地域支援事業費の推移」

全体としては、△1,600万円程度下回る結果となっています。これについては、総合事業の推進をしているところではありますが、給付費としては、計画ほど実績が伸びていない状況です。

しかしながら、令和3年度に適正化担当を配置し、総合事業の新規申請の増に取り組んでおり、令和2年度の100件から令和3年度は146件(+46%)、令和4年度は7月末時点で100件を超える状況となっています。この取組の継続が今後の給付費適正化の結果として現れていくものと考えています。

●P16 上段「自立支援・重度化防止への取組の推移」

個別地域ケア会議や認知症サポーター養成については、新型コロナウイルス感染症の影響で対面での会議や講座実施が困難であったため、大きく目標を下回る結果となっています。

●P16 下段「給付の適正化への取組の推移」

住宅改修等の事後現地検が新型コロナウイルス感染症の影響で自宅への訪問が困難であったため、大きく目標を下回る結果となっています。

その他の計画に掲げた項目については、着実に実施しているところですが、第8期の計画策定答申において、附帯意見にもございましたとおり、主要5事業を中心とした介護給付の適正化について、更に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

(8) 介護サービス相談員派遣事業の再開について

本市では、市から委嘱された介護サービス相談員が介護サービス事業所を訪問し、利用者の事業所での様子を実際に見たり、お話を伺ったりすることで、事業者と利用者、保険者である本市との橋渡し役となっただき、利用者の不安解消を図るとともにサービス改善に結びつけていくことを目的とした「介護サービス相談員派遣事業」を実施しています。

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修や意見交換等の活動が中心となっており、事業所への訪問ができない状況が続いておりました。

新型コロナウイルス感染症の流行の波は、拡大や縮小を繰り返しながら、令和4年度に入っても継続しておりますが、変異株等の流行に対応し、行動制限を行わない新たな生活様式への変化など流行当初に比べて、新型コロナウイルス感染症への対応も変化してきています。

そのような社会状況の変化と介護サービス相談員派遣事業の趣旨をふまえ、訪問を控えるのではなく、基本的な感染症対策を講じながら、事業所の協力のもと、事業所への訪問再開に向けた準備を行っているところでございます。

9月以降、順次再開いたしますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。